

あなたも家族も従業員もまるごと守る!頼れる補償の

会員福祉共済



熱中症

- ・屋外で建設作業中、具合が悪くなり受診したら、熱中症と診断された
- ・自宅でエアコンをつけずにいたら熱中症になってしまった



けが

- ・草刈り中、虫に刺されて治療を受けた
- ・動物に咬まれた
- ・生魚を食べたら、アニサキスにより手術を受けた



賠償

- ・花火が人に当たり火傷をさせてしまった
- ・自転車で歩行者と衝突してしまった
- ・旅行先で、備品を壊してしまった



そんな時、福祉共済がお守りします!

◎熱中症による入・通院で、共済金を受け取ることができます!

対象補償プラン	通院	入院
けがの補償 <small>※傷害ライトプランは対象外</small>	○	○
病気の補償	×	○
トータルがん補償	×	○

「傷害プラン2,000円コース」に加入している場合

通院：1,500円/日、入院：4,000円/日、死亡：400万円

※天災と同額の補償額になります。通院は3日目からお支払いします。

POINT

熱中症で入院した場合、「けがの補償」のみならず、「病気の補償」「トータルがん補償」もお支払いの対象になります。

熱中症の支払い事例

	入院日数	通院日数	加入年齢
めまいと熱で動けなくなり熱中症と診断された	0日	5日	49歳
食欲がなく、3~4日食事をしなかった 体力が落ち、ベッドにも上がれない状態だったため、受診したところ熱中症であった	12日	0日	70歳

◎虫や動物によるけがの入・通院で、共済金を受け取ることができます！

夏は外出の増加により虫や動物の被害に遭う確率が高まります。万が一、けがを負ってしまい受診した際は、共済金をお受け取りいただけます。

対象補償プラン	通院	入院	「傷害プラン2,000円コース」に加入している場合
けがの補償全プラン	○	○	通院：1,500円/日、入院：4,000円/日、死亡：400万円 ※通院は3日目からお支払い

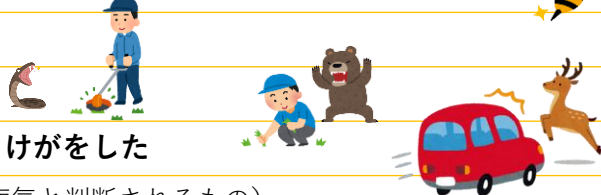
虫や動物によるけがの支払い事例

ハチに刺されて呼吸が苦しくなり受診したら、アナフィラキシーショックと診断された

竹やぶの草刈り中、指をへびに咬まれた

自宅で庭の手入れ中にクマに襲われた

乗用車を運転中、シカが飛び出してきて衝突し、けがをした



※次については「けがの補償」の対象外となります（病気と判断されるもの）

- ・動物由来の感染症（ハンタウイルス、エボラ出血熱）
- ・細菌、ウイルスを原因とする食中毒（サルモネラ菌、ノロウイルス）
- ・アレルギーがある食べ物や薬を経口摂取することによるアナフィラキシーショック

◎他人にけがを負わせたときや他人の物を壊してしまったときは、個人賠償責任補償でお支払いします！

対象補償プラン	対象
けがの補償傷害プラン	○
けがの補償シニア傷害プラン	○
けがの補償傷害ライトプラン	×

個人賠償責任補償の支払い事例		支払額
子ども	物を投げて友達の家のテレビを破損した	162,000円
ペット	飼い犬が来客者に噛みついた	112,000円
自転車	自転車で車両に衝突してキズをつけた	426,000円
釣り	一緒に釣りをしていた友人の竿を踏んで折ってしまった	167,000円



既に傷害ライトプランに加入されている場合は、「熱中症」も「個人賠償責任補償」も対象になる傷害2,000円以上のコースへのアップグレードをおすすめします！

「会員福祉共済」は、少ない掛金でも充実した補償内容となっていますので、会員様やそのご家族、従業員様の福利厚生の実現を促すためにオススメです！

「けが」や「病気」の補償以外にも「がん」の補償も取り扱っていますので、商工会へお問い合わせください。職員が詳しくご説明いたします。

◇お問い合わせ・資料請求◇

河辺雄和商工会

☎018-882-3523

